

電力広域的運営推進機関
ウェブサーバー運用保守業務委託

入札仕様書

電力広域的運営推進機関

2022年3月

1. 件名

電力広域的運営推進機関 ウェブサーバー運用保守業務委託

2. 目的

電力広域的運営推進機関（以下「当機関」という）のウェブサーバーにセキュリティやバックアップ機能を施し、円滑かつ安全な運用保守について業務委託するものである。

3. 契約期間

契約日締結日（予定：2022年5月1日（日））～2023年2月28日（火）まで

4. 対象範囲

次を本業務の運用保守対象範囲とする。

- (1) 本番サーバー
- (2) バックアップサーバー
- (3) ロードバランサー
- (4) テストサーバー
- (5) VPNサーバー
- (6) ドメイン契約
- (7) SSL証明書の更新

6. 業務概要

- (1) ウェブサーバー運用保守
- (2) 監視サービス

7. 業務の詳細内容

(1) ウェブサーバー運用保守

契約締結日から契約満了までのウェブサーバーの運用保守を行うこと。運用保守の内容については、当機関の各種サーバー（本番、テスト、VPN）について、今後を見越した高いセキュリティとバックアップ機能を有した運用・保守を行うこと。また、ドメイン設定およびSSL設定についても合わせて実施すること。

(2) 監視サービス

当機関のウェブサーバーを24時間365日監視することとし、障害が発生した場合には速やかに当機関に通知すること。また、バックアップ機能への切り替えや再起動等の障害対応を実施すること。当機関からの問い合わせに関し、真摯に対応すること。

8. 納品物

- (1) 各種サーバー一式（本番、テスト、VPN）
- (2) 障害時復旧手順書
- (3) 作業完了報告書

※納品物はダウンロードコンテンツ及びデータ納品（CD等）等、納品方法は当機関と協議の上確定すること。

※納品物の著作権は当機関に帰属するものとする。

9. 納品場所

〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関

10. 作業時間

請負者が行う作業等に対する当機関からの依頼、問合せ等に対応する時間は、原則として、月曜日から金曜日の9:00～17:40 土・日曜、祝日、休日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）に、定時間内作業として対応すること。なお、上記作業時間を超える緊急性の高い事項については、当機関と協調し、都度対応内容を協議の上、対応すること。

11. 業務遂行上の留意事項

作業遅延等の理由により適切な業務の遂行が期待できないと当機関が判断し、要員の変更を含む体制等に係る改善要求があった場合には、これに従うこと。

受託者は、止むを得ず要員を交替させる場合、事前に当機関に報告の上、当該要員と同等の資格及び経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引き継ぎを必ず行うこと。

12. その他、条件等

(1) 秘密情報の保護

- ① 委託業務の実施に関して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という）を秘密として保持し、これを相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。
- ② 委託業務遂行の目的以外で秘密情報を使用してはならない。
- ③ 本委託業務の契約に先立ち事前に、業務に係る情報セキュリティ対策及び管理体制について、本機関に書面をもって提出すること。
- ④ 秘密情報の漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を機関に書面をもって報告すること。

- ⑤本機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- ⑥委託業務の一部を他の者に再委託し、再委託先に秘密情報を開示することとなる場合は、あらかじめ書面をもって本機関に届け出た上で、再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
- ⑦本仕様書に定める情報セキュリティ対策に違反し、過失によって本機関に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。
- ⑧情報セキュリティ対策及びその他の契約の履行状況について、確認する場を設定すること。

(2) 著作権の帰属

本件業務による制作物の著作権は、第三者（受注者を含む。以下同じ）が従来から著作権を有する部分を除き、当機関に帰属するものとする。

(3) 特記事項

本業務委託の実施にあたって必要となる事項については、適宜、当機関と調整を実施し、また、請負者における検討状況については、適宜、当機関に報告すること。
本仕様書に記載のない事項及び疑義については、当機関と協議の上、決定することとする。

(4) サプライチェーン・リスク対策

本委託業務の契約に先立ち事前に、貴社の資本関係・役員その他社の役職との兼任に関する情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を本機関に書面をもって提出すること。ただし委託業務従事者に関する情報は個人単位（名指し）である必要はない。

(5) 承認手続

- ①本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、について本機関に提出し、承認を受けること。
- ②再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲について本機関に提出すること。

以上